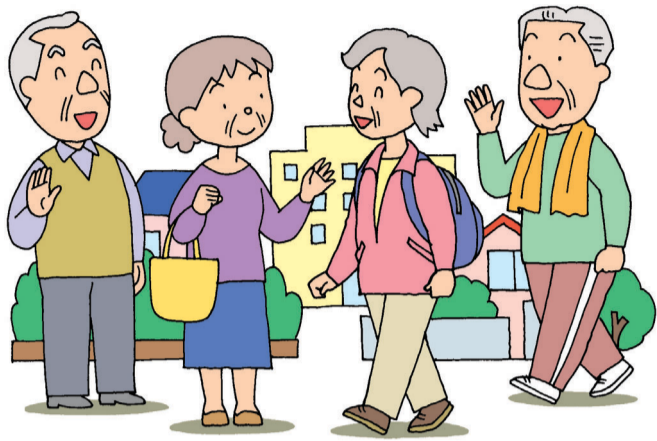


長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は 75歳以上の方の医療制度です



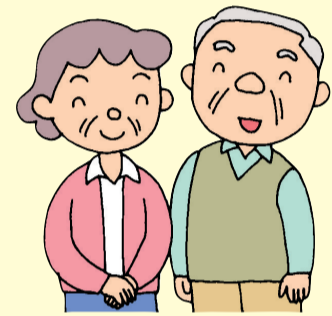
長寿医療制度は、将来にわたって国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、国民みんなで支え合う制度として導入されました。

75歳になると、これまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから長寿医療に移行します。

対象となる方

- 75歳以上の方（誕生日当日からです）
- 65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があると広域連合の認定を受けた方

※認定については、申請により撤回することができます（遡って撤回はできません）。



ご注意ください!

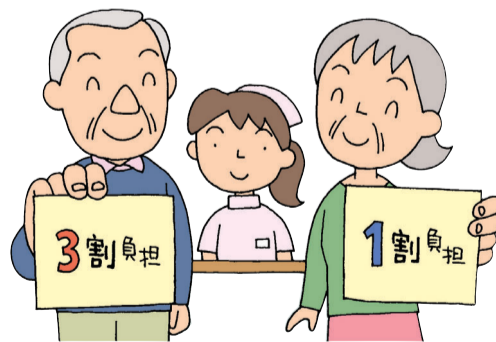
会社の健康保険の被保険者（本人）の方が長寿医療に移行すると、被扶養者であった方もその資格を失いますので、国民健康保険等への加入が必要となります。国民健康保険の加入手続きについては、お住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

保険証について

後期高齢者医療被保険者証を1人に1枚送付しています。お医者さんにかかる時は、必ず窓口でこの保険証を提示してください。

負担割合について

病院等での窓口負担は、一般の方は1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。



医療費を支えるしくみ

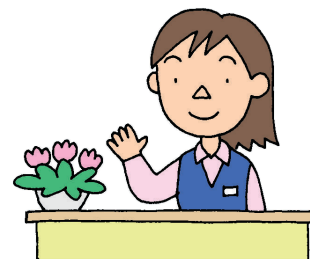
高齢者の医療費（病院等での窓口負担を除いた分）は、税金約5割、若い世代からの支援金約4割、高齢者の保険料約1割で賄われており、国民全体で支える仕組みとなっています。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成〇年〇月〇日	
被保険者番号	00000000
被 保 険 者	住 所 京都府〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	氏 名 〇〇〇〇
	生年月日 〇〇年〇月〇日
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日
発 効 期 日	平成〇年〇月〇日
交 付 年 月 日	平成〇年〇月〇日
一 部 負 担 金 の 割 合	〇割
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 京都府後期高齢者医療広域連合 印

保険料の軽減について

保険料は、被保険者全員に均一にかかる金額（均等割額）と被保険者の所得に応じてかかる金額（所得割額）の合計となります。

所得の低い方や、被扶養者であった方には、保険料の軽減措置があります。



所得の低い方の軽減措置

●均等割額の軽減

均等割額は、世帯（世帯主と被保険者全員）の所得に応じて、7割・5割・2割に軽減されます。平成20年度については、7割の軽減に該当する方は、8.5割軽減としました。該当する方には、保険料額の変更通知をお送りしています。

均等割額が7割軽減に該当する方
（世帯の所得が33万円以下）



平成20年度は均等割額を8.5割軽減

●所得割額の軽減

平成20年度については、所得の低い方（年金収入のみの場合は年金収入が211万円以下の方が該当します）の所得割額を5割軽減としました。

該当する方には、保険料額の変更通知をお送りしています。

総所得金額から33万円を引いた金額が
58万円以下の方
（年金収入で211万円以下）



平成20年度は所得割額を半分に軽減

平成21年度から、次の軽減策が政府で決定されています

- 7割軽減世帯で、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）の方は、均等割額を9割軽減とします。
- 所得の低い方（年金収入で211万円以下）の所得割額を一定程度軽減します（所得に応じて軽減率は異なります）。

被扶養者であった方の軽減措置

長寿医療の資格取得日の前日まで会社の健康保険や共済組合の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

平成20年度については、次の特例措置が適用されています。



被扶養者であった方の特例措置〔平成20年度〕

平成20年4月から平成20年9月までの6か月間は保険料負担はありません。

平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は保険料負担を9割軽減し、均等割額の1割を負担いただきます（今年度お支払いいただく額は、2,255円です。不均一市町村の方は額が異なります）。

※平成21年度においても保険料負担を9割軽減する方向で検討されています。

被扶養者であった方も、10月から保険料を納めていただきます

会社の健康保険や共済組合の被扶養者であった方も、10月から保険料を納めていただきます。納めていただく保険料は、来年3月までは、均等割額の1割分となります。



保険料の決め方

年間の保険料
(限度額50万円)



均等割額
45,110円



所得割額
{総所得金額等－基礎控除額(33万円)}
×京都府の所得割率【**8.29%**】

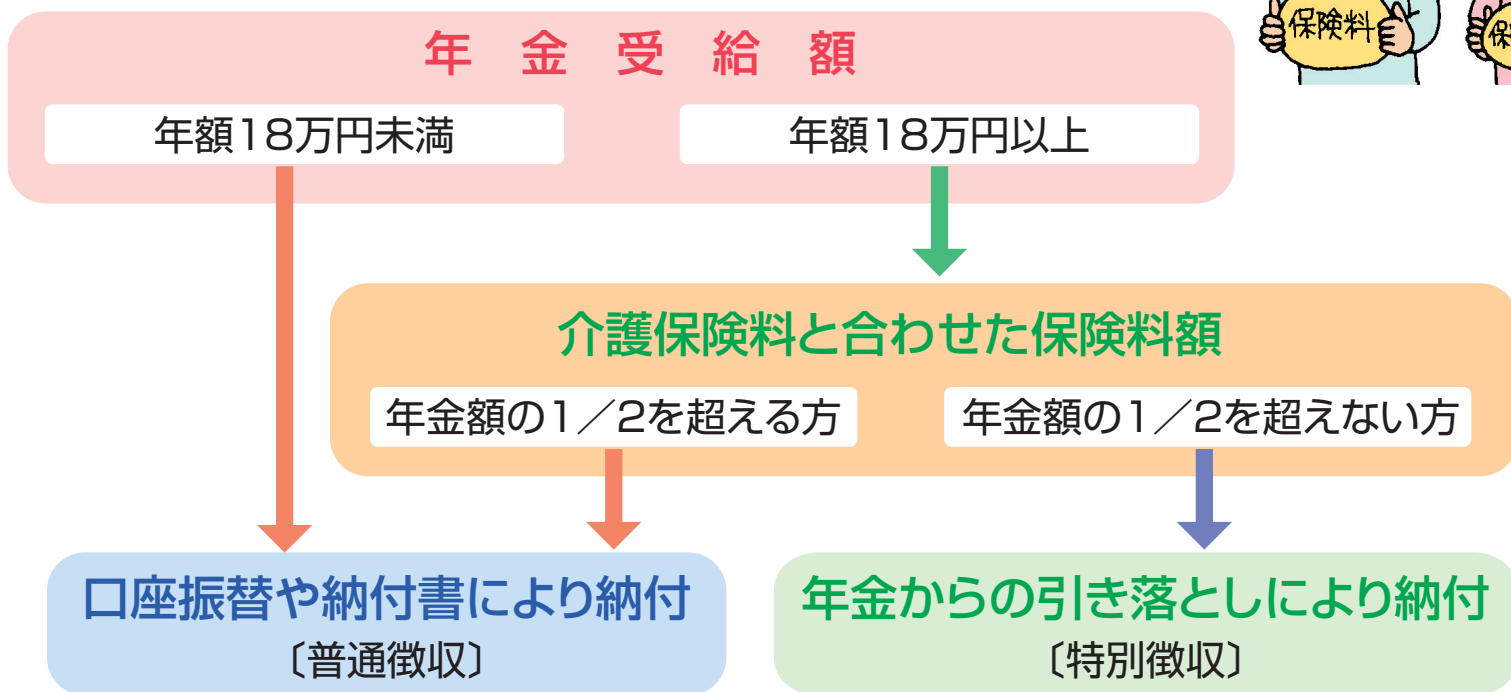
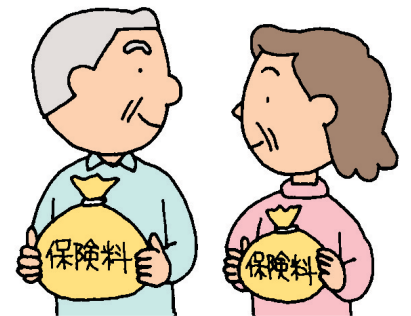
保険料率は広域連合内で均一が原則ですが、医療費が特に低い次の市町村については、均一の保険料率より低い保険料率を設定しています。

不均一保険料率(平成20年度・21年度)

市町村名	均等割額	所得割率	市町村名	均等割額	所得割率
綾部市	39,410円	7.25%	京丹波町	39,320円	7.23%
宮津市	38,890円	7.15%	伊根町	37,190円	6.84%
京丹後市	39,520円	7.27%	与謝野町	37,320円	6.86%
南山城村	39,360円	7.24%			

保険料の納め方

保険料は原則として年金からの引き落としになります(特別徴収)。年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と長寿医療保険料との合計額が対象となる年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等の方法により市町村に納めます(普通徴収)。



※申請により口座振替に変更できる場合があります。(次ページ参照)

納付方法が改善されました

保険料を年金から引き落としされている方のうち、次のどちらかに該当する方は、市町村への申請により、保険料の口座振替が可能です（手続きには3か月程度かかります）。

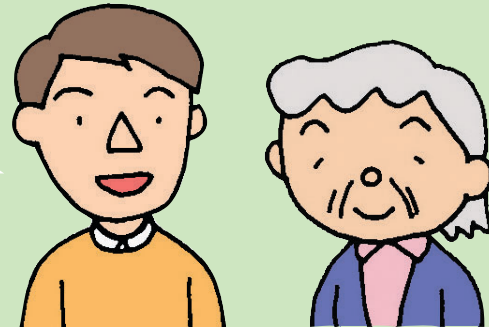
1 国民健康保険の保険料を2年間納め忘れがなかった方（本人）が口座振替により納付する場合

2年間
納め忘れは
ありません



2 年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者が本人に替わって保険料を口座振替により納付する場合（世帯主か配偶者の口座に限ります）

私が
替わりに
納めます



※長寿医療保険料は、所得税及び住民税の社会保険料控除の対象になります。②の方法で保険料を納める場合は、口座振替によりその保険料を支払った方に社会保険料控除が適用されます。保険料の納め方により、世帯全体の所得税・住民税が安くなるケースもありますので、詳しくは税務署や市町村の税の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

お問い合わせはお住まいの市町村の長寿医療担当課までお願いします。

京都市

区役所・支所・出張所名	担当課	電話番号	区役所・支所・出張所名	担当課	電話番号
北区役所	保険年金課	(075)432-1257	右京区役所	保険年金課	(075)861-2032
上京区役所	保険年金課	(075)441-5130	京北出張所	福祉担当	(0771)52-1815
左京区役所	保険年金課	(075)771-4272	西京区役所	保険年金課	(075)381-7406
中京区役所	保険年金課	(075)812-2583	洛西支所	保険年金課	(075)332-9297
東山区役所	保険年金課	(075)561-9197	伏見区役所	保険年金課	(075)611-1864
山科区役所	保険年金課	(075)592-3105	深草支所	保険年金課	(075)642-3809
下京区役所	保険年金課	(075)371-7252	醍醐支所	保険年金課	(075)571-6568
南区役所	保険年金課	(075)681-3328			

京都市以外の市町村

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
福知山市役所	高齢者福祉課	(0773)24-7018	木津川市役所	国保医療課	(0774)75-1214
舞鶴市役所	保険医療課	(0773)66-1075	大山崎町役場	町民生活室	(075)956-2101(代)
綾部市役所	市民・国保課	(0773)42-3280(代)	久御山町役場	国保医療課	(075)631-9913
宇治市役所	年金医療課	(0774)22-3141(代)	井手町役場	保健医療課	(0774)82-6166
宮津市役所	市民国保年金係	(0772)22-2121(代)	宇治田原町役場	保険環境課	(0774)88-6635
亀岡市役所	保険医療課	(0771)25-5026	笠置町役場	住民課	(0743)95-2301(代)
城陽市役所	国保医療課	(0774)56-4039	和束町役場	税住民課	(0774)78-3001(代)
向日市役所	医療保険課	(075)931-1111(代)	精華町役場	住民課	(0774)95-1915
長岡京市役所	医療年金課	(075)951-2121(代)	南山城村役場	保健福祉課	(0743)93-0101(代)
八幡市役所	国保医療課	(075)983-1111(代)	京丹波町役場	住民課	(0771)82-3803
京田辺市役所	国保医療課	(0774)64-1374	伊根町役場	住民生活課	(0772)32-0504
京丹後市役所	医療保険課	(0772)69-0220	与謝野町役場	保健課	(0772)43-1514
南丹市役所	国保医療課	(0771)68-0011			

京都府後期高齢者医療広域連合 ☎(075)344-1202